

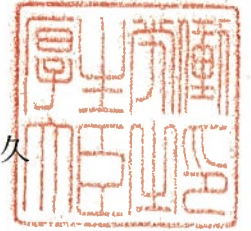
厚生労働省発基安0201第1号

令和3年2月1日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

一 労働安全衛生法に規定する免許に係る免許証について、併記する旧姓を使用した氏名及び通称（以下「旧姓等」という。）を記入することとし、性別欄を削除するとともに、免許証の交付手続等に係る様式について、旧姓等の併記の希望の有無及び併記を希望する旧姓等の記入欄を設け、性別欄を削除することとする。

二 技能講習等修了証について、併記する旧姓等を記入することとし、技能講習等修了証の交付手続等に係る様式について、旧姓等の併記の希望の有無及び併記を希望する旧姓等の記入欄を設けることとする。

第二 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部改正

一 労働安全コンサルタント名簿又は労働衛生コンサルタント名簿の登録事項に、旧姓等の併記を希望する場合にはその旧姓等を追加することとする。

二 コンサルタント登録証について、併記する旧姓等を記入することとし、コンサルタント登録証の交付

手続等に係る様式について、旧姓等の併記の希望の有無及び併記を希望する旧姓等の記入欄を設けることとする。

第三 作業環境測定法施行規則の一部改正

一 作業環境測定士名簿の登録事項に、旧姓等の併記を希望する場合におけるその旧姓等を追加することとする。

二 作業環境測定士登録証について、併記する旧姓等を記入することとし、作業環境測定士登録証の交付手続等に係る様式について、旧姓等の併記の希望の有無及び併記を希望する旧姓等の記入欄を設けることとする。

第四 施行期日等

一 この省令は、令和三年四月一日から施行することとする。ただし、第一の二にあっては、令和四年四月一日から施行することとする。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を設けることとする。